

本会議録には、非公表の取扱いとなっている予定価格、落札率等が含まれているため、該当箇所は「(非公表)」と表記しています。

平成23年度 第1回  
鳥取県西部広域行政管理組合建設工事等入札・契約審議会会議録

- 日時 平成23年6月17日(金)午後2時  
場所 米子市淀江支所2階 第3会議室  
出席者 委員：田中会長、中井委員、池田委員、田原委員、村山委員  
事務局：安田局長、足立次長、亀尾次長、末吉次長、斉木課長、黒田主査、神庭(賢)主査、西田主査、矢倉主査、今岡主査、舩越主査、神庭(千)主査、近藤主幹、林原主任  
傍聴者：なし
- 議題 1 報告事項  
制度改正等について  
前回の審議会意見に対する報告について  
2 審議事項  
入札及び契約の運用状況(平成22年度予算に係る契約分)について  
その他
- 配付資料 1 入札制度改革の状況について  
2 入札及び契約に関する意見に対する報告について  
3 入札及び契約の運用状況 抽出案件資料(平成22年度予算に係る契約分)

会議内容

(開会にあたって)

安田局長 入札・契約審議会の開会にあたりまして一言ご挨拶申し上げます。前局長が3月一杯で退職いたしました関係で、4月1日付で新しく西部広域の事務局長を拝命いたしました安田と申します。何卒よろしくお願い申し上げます。本日は昨年度に設置をさせていただきました当入札・契約審議会の今年度、平成23年度第1回目の審議会ということでございます。委員の皆様方には大変お忙しい中をご参加いただきまして誠にありがとうございました。

今回、この審議会におきましては、建設工事にかかる入札及び契約の透明性と公平性を確保してまたその適正な執行を図るために、委員の皆様方に事前に案件を指定していただきまして、その案件を中心といたしまして慎重審議をいただき、忌憚の無いご意見を賜りたいと存じております。何卒よろしくお願いいたします。

(日程1)開会 13:58開会

田中会長 今、新しい事務局長さんにご挨拶をいただきました。それでは、ただいまから23年度第1回の西部広域行政管理組合建設工事等入札・契約審議会を開会したいと思います。

## (日程2) 会長あいさつ

田中会長 委員の皆さんには、大変ご多忙のところをご出席いただきましてありがとうございます。この頃山陰の梅雨とは思えないような天気でございますけれども、全国的な気象状況におきましても、あるいはまた、国政におきましても非常に例年とは違うような、また問題の多いような気がしております。西部広域行政管理組合におきましては、平穩無事に遂行されておると思いますし、今日のわれわれの関係する工事等の入札、あるいは随意契約につきまして、法令順守されまして公平公正な執行がされているということを感じておるところでございますけれども、われわれに与えられました任務と申しますか、チェックと申しますか、話を聞きながら意見を申し述べる場所は述べさせていただくということになっておると思っております。委員の皆様方には忌憚のないご意見をいただきまして、われわれの任務がきちっと果たせて、西部広域の事務遂行に役に立つように、良い審議会になるようお願いをしておきます。事務局の皆さん大変お世話になりますけれどもよろしく申し上げます。それでは座らせていただきます。

今日の進め方と申しますか、去年と同様な進め方になりますが、内容といたしましては、入札制度の改正の説明、報告、それから前回審議会の意見に対する報告を事務局から受けた後に、今日の議題であります審議に入りたいと思っております。日程のレジメがお配りしてあります。それに沿って進めさせていただきます。それでは、報告事項、制度改正等についてということで事務局のほうからよろしく願いいたします。

## (日程3) 報告事項

### 制度改正等について

神庭主査 それでは、座ってご説明、ご報告させていただきます。前回審議会以降に行いました制度改正等につきましてご報告させていただきます。資料1の入札制度改革の状況についてという資料を見ていただきますと、平成22年度の制度改革といたしましては、測量業務等の工事関係業務の入札への最低制限価格制度の導入をいたしております。これは予定価格の3分の2から10分の8.5の範囲内で最低制限価格を設定するというものでございまして、最低制限価格算出式といたしましては、各業務区分で異なっておりまして、資料に記載しております算出式で算出するというものでございます。この導入目的といたしましては、測量等工事関係業務におきまして、過度のダンピング入札を防止し、業務の質の低下を防いで、適正な競争を確保して、健全な業者の育成を図ることを目的として導入いたしましたものでございます。実施時期といたしましては平成22年8月から実施をいたしております。

続きまして、平成23年度の制度改革といたしまして、裏面の1を見ていただきますと、建設工事の完成検査等におきます成績評定制度を導入いたします。これは第三者から見て客観的な基準に基づいた適正な検査を行うこと

や、施工成績を認識することによる業者の意識の向上を通じて、工事の質の向上を図ることを目的として導入をいたしましたものでございます。制度の内容といたしましては、請負金額50万円以上の工事の検査時にその施工成績を評定し、成績評定結果を施工業者に通知するもので、請負金額500万円以上の工事については当該工事担当課でない課の課長が検査を行うというクロス検査も合わせて導入いたしております。成績評定が悪い場合には一定期間不指名とするということといたしております。実施時期といたしましては平成23年4月から実施をいたしております。

続きまして、平成23年の二つ目の制度改正といたしまして、建設工事入札における最低制限価格の引き上げを行っております。これは工事品質の確保や建設業者の健全育成を図るために導入したものでございまして、鳥取県に引き続きまして米子市と同様に引き上げを行ったものでございます。引き上げ内容といたしましては、最低制限価格を従前の予定価格の80パーセント以上から90パーセント程度以上となるよう引き上げを行ったものでございます。報告は以上でございます。

田中会長 はい。委員の皆さん何かご意見ご質問でもありましたらいただけますでしょうか。

池田委員 成績評定が悪かった場合一定期間不指名なんですが、成績評定は何段階かに分かれて、一定期間とは具体的にどういう期間をいうわけですか。

神庭主査 この一定期間不指名とする期間でございますが、これは通知をしてから3ヶ月間不指名とすることにしております。不指名とする基準の成績ですが、2年間で60点未満が2回出た場合、それと50点未満が出た場合に不指名とするということといたしております。

田中会長 池田委員さんよろしいですか。

池田委員 はい。

田中会長 そのほかになにか。はい。

村山委員 この成績評定は公開されるものですか。それから組合建設工事検査規程も、今、公開してインターネット等で見られますか。

神庭主査 ホームページの方には、検査規程は、まだ確認していませんが、誰でも見られるようにするつもりでおります。それから、公表ということでございますけれども、今考えておりますのは、施工業者に対して通知をするということでございます。一般に対して公表ということについては、今ちょっとはっきり把握しておりません。

村山委員 一定期間不指名の場合は、もちろん通知が公表はされるものですか。

神庭主査 その不指名についてですか。

村山委員 はい。

神庭主査 それについても今、申し訳ないです。

池田委員 不指名とかしたら公開するべきですね。

神庭主査 指名停止の場合には公表しますけども、また、確認してから回答させていた

だきます。

池田委員 例えば、関連してですが、業者さんがお宅は50点未満ですよといわれて、不服みたいなのを申し述べる場というものは何か設置してあるんですか。

神庭主査 はい、ございます。そういうことが出た場合には委員会がございまして、そちらの審議案件となります。

田原委員 今おっしゃった指名停止と不指名というのはどう違うんですか。

足立次長 ちょっと調べさせますので。すみません。

田中会長 はい、今の意見は保留にして、そのほかに委員の皆さんでありましたら。よろしいですか。今、意見が成績評定のほうの意見ばかりですが、最初の測量業務に関するものについての最低制限価格の導入はご意見よろしいですね。はい、じゃあ2番目の建設工事における最低制限価格のラインの引き上げについてもご意見はいかがですか。はい、無いようでございますので進めさせていただきます。じゃあ次の審議会意見に対する報告のほうを事務局お願いします。

#### 前回の審議会意見に対する報告について

神庭主査 前回審議会でご意見をいただきました事項2点について分析検討した結果についてご報告をさせていただきます。

資料2のほうを見ていただきますと、1点目の入札辞退者の辞退理由を把握し、今後の入札に生かすようにということにつきましては、意見書をいただいた後に、平成22年7月21日の入札以降の入札辞退者について、辞退理由の調査を行っておりまして、結果が資料のとおりとなっております。大体みめますと、業者の自己の都合によるもので辞退をしているという中身でございますので、これに関しましては現時点で対策ということは考えておりません。

意見書の2番目の最低制限価格を下回って失格者が多数出て、最高価格による入札者が落札することについて何らかの対応を検討してもらいたいという件でございますが、これにつきましては分析の結果、設計内容に機器費が含まれている入札では比較的多くの失格者が出ているということと、設計に用いている機器費や材料単価の見積り査定率が高い案件で失格が発生しているようでございます。これにつきましては、最低制限価格が妥当で、ダンピング入札をした業者の多くが失格となったのか、あるいは最低制限価格が高すぎるので適正価格で入札した業者の多くが失格となったのかということまでの分析に至っておりませんので、今年度、平成23年度におきまして同様な入札結果が出た案件につきましては、失格した業者の入札価格の妥当性について、業者から聞き取り調査を行ったり、最低制限価格の積算内容についても工事担当課と共に検証を行いたいと思っておりますので、今年度調査分析を更に進めまして対応策の検討を行いたいと考えております。以上でございます。

田中会長 はい、今、事務局ではかなり分析を進めていただいているようでありますが、委員の皆さん方ご意見ありましたらどうぞ。

池田委員 辞退理由の2番目の、積算金額が予定価格を超過したことによるものとあり

ますが、予定価格は公表しておられるんですか。

神庭主査

はい、公表しております。

池田委員

予定価格の公表は、すべて公表しておられるんですか。

足立次長

工事だけです。

村山委員

工事だけじゃないですよえ、この失格者が発生するケースは。

足立次長

工事の関係の入札が、失格者が多いと。

村山委員

予定価格が公表されていて、最低制限価格もそれぞれ大体分かるんですか。

足立次長

大体分かると思いますけど、要するに向こうの積算ミスというか、最低制限価格は予想して決めますので、予想が外れるというか、外れるという言い方はちょっと語弊があるかもしれませんが

村山委員

予想が外れるほど複雑な計算でしたかね。予定価格からぱっと出るようなものじゃないんですか。

足立次長

予定価格から推測して、どの程度の最低制限価格が出るのかというのは、業者さんが判断して札を入れられますので、そこら辺での齟齬があった場合に最低制限を下回って失格になるという格好です。

田中会長

よろしいですか。そのほかございませんか。申し訳ない、この席に座っておって質疑に入れるんですかね。ちょっとお許しいただきたいと思いますが、今、報告のあった最初の失格者が発生した入札案件についての分析の中で、設計の基となる機器費が他案件と比較して高率となっているということですが、機器の設計にあげられる金額はカタログ金額をあげておられるんでしょうかねえ。あるいは同等品というような扱いもあるんでしょうか。特定すると競争の原理が失われるような気がしたりしますが、どういう形で設計にはあげておられるんでしょうか。

足立次長

機器費並びに材料単価につきまして、工事に使う機器を持ってくる業者さんから見積りを取ります、それをなんぼにとるかというところが、組合側と業者さん側との差が出てくるわけです。要は、それを何掛けでとるのかということです。

田中会長

その分析は良いとして、事務局として設計にとられるのは、やはり今の日本の社会の景気通例をいくらか見て計上されているということですね。

足立次長

そうです。それから、使うモーターとか、完成品を持てきますよね。これは型式番号ときちんと同じものをやってるわけですから、そのどれくらい値引きが出るのかということは、お互いの判断の中でやるもので、そういう中で設計の額がちょっと違ってくるといことはあると思います。

田中会長

わかりましたけど、それが失格の多い理由の1つになっているとすれば、かなり高止まりになっているんじゃないかという気がしたものですから、その辺を十分検討されて、設計に反映させていただきたいなと思ったりします。そのほか、委員の皆さんご意見はございませんか。よろしいですか、報告事項全般によろしいですか。

足立次長

先ほどの村山委員さんの件等については、今、確認させていますので後ほど

報告させていただきます。

田中会長 はい。帰ってこれたら審議を中断して報告させていただきますので、よろしくをお願いします。

ちょっと確認しますけれども傍聴者はありませんか。全員事務局職員ですか。

足立次長 はい。今日は傍聴者はありません。

#### (日程4) 審議事項

入札及び契約の運用状況(平成22年度予算に係る契約分)について

田中会長 そうすれば今の案件は保留にして、事務局さんが帰ってこれましたら、こちらのほうに意見交換させてもらいたいと思いますが、日程4の審議事項に入ります。

審議につきましては、指定いただいた案件の案件番号順に一覧表が作っております。その順番で審議に入りたいと思いますので、よろしく願いをいたします。それでは、資料3の抽出案件資料という冊子の1ページ目とありますが、一覧表になっておりますので、その順序に従っていきますが、まず案件1につきまして、池田委員さん、田原委員さん、村山委員さん、そして私も指定をさせていただきます。それぞれの委員さんから指定されました理由等を簡単に述べていただきまして審議に入りたいと思いますのでよろしく願いいたします。それでは、池田委員さんからお願いしましょうか。

池田委員 ここに書いてあるとおり、工事費が高額な案件のうち、落札率が非常に高いし、また辞退者も3者と多いということからその理由を聞きたいということから指定いたしました。

田中会長 1枚物で、指定審議案件一覧ということであり、池田委員さんのところの指定理由、質疑等の話ですよ。そうしますと次に田原委員さん、よろしくをお願いします。

田原委員 同じように、参加者数が3で3者辞退というところが、何か問題があるのではと感じたのですが。

田中会長 では村山委員さん。

村山委員 私も同じように、辞退者が3名というところに疑問を感じましたので、指定しました。

田中会長 はい、私も指定させていただきましたが同様でございます。6者のうち3者、半数が辞退になったということでどういうことかなということでございます。それでは事務局の説明をお願いいたします。

足立次長 先ほどの件ですが、案件1のリサイクルプラザ回転式破砕機補修工事その1でございますが、辞退者が3者多いということでございますが、資料3の入札及び契約の運用状況抽出案件資料の4ページをご覧くださいませでしょうか。4ページの業者指名票と工事入札執行表を見ていただきますと、この入札は入札参加申込が6者ありました。6者全者を指名いたしました3者が辞退いたしまして残り3者による郵便入札となったものでございます。予定価格の83 .

79パーセントの最低制限価格を下回って失格となったものはありませんでしたが、落札率は95.6パーセントと高い率となっております。辞退の理由につきましては、前年の審議会の前にこの入札がございました関係上、4月6日に執行したため、把握をいたしておりません。辞退理由については不明でございます。

田中会長 ただいまの説明でご意見ありましたら。池田委員さん、よろしいでしょうか。  
池田委員 1回目の入札で決まったということですか。  
足立次長 そうです。1回と申しますか郵便入札でございます。  
池田委員 郵便入札でも1回目で不落札だと2回目ということになるんですか。  
足立次長 2回目というか、再度、新たな入札になります。  
田中会長 田原委員さん、よろしいでしょうか。  
田原委員 辞退理由が不明なものがありますが、別に辞退するのに特に理由がなく辞退するというのは、ルール上問題ないんですか。

足立次長 問題はありません。  
田原委員 私は今回、辞退者が多い案件が非常に気になったんですけど、おそらく前回の資料は辞退者とか失格者のコメントがついてなかったもので、一般的にこのくらい的人数が大体いるものなのか、今回は備考欄に入れていただいたおかげで、何か目に留まった感じなんですよね。ちょうどニュースであったりしていたようですが、辞退というのは、一般的にどこかがとるみたいなことになると暗黙の了解で手を下げるようなことというのが、もしかしてあるのかなと思ったんですけど。

足立次長 この場合には工事入札ですので、要するに参加者が郵便入札されますので、そういうことはちょっと考えにくいと思っています。今回の、それ以降の辞退者の調査にありますように、技術者並びに現場代理人が配置できないとか、要するに工事が過密になって、入札が同じ時期にある場合には、先に落札したらもうこっちは受けられないなということで辞退される場合もありますし、それから予定価格がそれではちょっと落とせないなということがあって辞退するという理由が、先ほどの辞退理由の中に出ていきますので、そういった傾向があるんじゃないかと。これは年度初めですので、そういうのは結構出てくるのではないかなと。具体的な理由はこれは調査しておりませんので、それ以後の7月20日以降の調査では傾向的に現場代理人等の専任職員がいないというところが多いもんですから、多分そういった理由が主なものだと思います。

田中会長 よろしいですか。  
田原委員 はい。  
田中会長 では村山委員さん、何かありますか。  
村山委員 理由で一番多かったのが、技術者が配置できないというものです。このもう一つ備考として、例えば、他で同時期にこういう入札があったためにこっちに、というようなことを書いて、まあ我々の立場からそれが分かるとなるほどな、とか少し分かるんですが、ちょっとぴんとこなかったですね。それは、

難しいことですかね。まあ、業者の方もいろいろな工事を抱えていらっしゃる  
ので、難しいかなとは思いますが。

足立次長            そちらもちょっと検討してみます。

田中会長            現場代理人の人材がないということでしょうか、その規程をご存知で  
しょうか。教えてあげられたらいかがでしょうか。今の村山委員さんは、職員  
がないということの思いですよね。現場代理人は何千万円か以上の工事には  
必ずつ肯といけんことになっていきますよね。そのあたりを説明してあげたら  
どうですか。その規程をご存知のかた、どうですか。

林原主任            現場代理人につきましては、標準約款、契約書を交わすんですが、入札した  
工事については必ずつけていただく形にしております。主任技術者につきまし  
ては、建設業法の関係で、2,500万円以上の案件であれば必ず専任の主任  
技術者をつけていただくようになりますが、主任技術者のほうは必ず法律上つ  
けていただくようになります。ただ、2人の兼任はできますので、最低1工事  
に1人は配置職員が必要ということになります。

田中会長            主任技術者でしたか、2,500万円以上というのは、ちょっと間違えてお  
りました。そういう関係で、人材がその会社に何人かしかいなかったら、何件  
しか受けられない。いつ頃からかちょっと厳しくなっているかと思えます。  
よろしいでしょうか。

村山委員            そういう理由っていうのは、よくある理由ということですね。

足立次長            そうですね。

田中会長            はい。では、池田委員さん。

池田委員            辞退者は特にペナルティーはないと思うんですけども、例えばAという会社  
が、これも辞退した次も辞退した、次も辞退した、複数辞退しているところ  
があると思うんですが、発注する側としてそういったことを精査をされたらな  
と思えます。

足立次長            はい。分かりました。

田中会長            あまり無責任な業者は、考えないけんでしょうね。そのために、ちょっと理  
由を追求して欲しいなというのが、去年の審議会だったと思えますので。

この案件はよろしいですか。指定されておりませんが中井委員さんもよろし  
いですか。

はい。じゃあ第一番目の案件は特に問題はないということで進めさせていた  
だきますが、ただそのあたりの辞退理由の分析していただきたいと、その辺り  
が事務煩瑣になるようであれば、考えながら今後の検討を加えていただきたい  
ということをお願いしておきます。

それでは案件7、エコスラグセンター各機器補修工事、これの指定は田中で  
ございます。これにつきましては、そこに失格の理由と簡単に書いてあります  
けれども、参加者が6者あって3者失格をしておる。それは今、回答にあった  
ようなことかなと、今思ったりしておりますけれども、改めて説明をしていた  
だきましょか。お願いします。

足立次長 資料3の8ページでございますが、入札参加者が6者ございまして、3者が失格となっております。これは3者とも予定価格の82.21パーセントの最低制限価格を下回ったというものでございます。失格理由はちょっと分かりませんが、業者側の積算ミスと、最低制限価格の推測ミスというところがあるかと思えます。

田中会長 はい、ありがとうございました。資料2の一覧にあげていただいておりますが、失格者が80.6パーセント、81.9パーセント、81.9パーセント、これが俗に80パーセントかなと想定して、この辺りをみたいかなと思ったりしまして。これが82.21パーセントという最低制限価格の率になっていきますよね。その原因は何かというあたりは、機器の単価の設定あたりかもしれませんが、それでもやれるという業者がたくさんありますから、あまり高止まりしないように、制限価格を十分にとらえていただけたらなと思えます。私のほうからは以上ですが、この案件についてありましたらお願いします。よろしいですか。

では、進めさせていただきます。次、案件9のリサイクルプラザ回転式破碎機補修工事その3、中井委員さんお願いをいたします。

中井委員 私のほうは共通する疑問点があるもので一括して質問させていただきたいと思えます。

田中会長 指定番号と案件はどれですか。

中井委員 9と 29と 43です。

田中会長 この三つね。 9と 29と 43、これを一括して中井委員さんのほうから説明をいただいて、事務局から回答をいただきたいと思えます。

中井委員 指定理由といたしましては、入札参加者がいずれも4業者となっているということ。その内訳は資料3でいただきましたので分かりましたけれど、その辺に疑問点があったということ。それから工事の算出根拠について見積り等の聴取先があるのかなのか。それから同一業者が受注していることについて事前に情報が漏れているのではないかという疑問を考えました。この申し込んでいる4業者につきましては、ある会社の協力会社であるわけですね。米子市内にある某業者の協力会社の業者と見受けました。まあ、応募型と分かっておりますが、4業者が協力会社の業者であるとすれば、業者間の情報連絡が密になっていると考えられる。しいて言えば、談合入札の疑いがかけられても仕方がないのかなというふうに着った考え方をしたんですが、その辺の見解を伺いたいということです。

足立次長 まず総務課のほうからお答えいたします。先ほど委員さんのおっしゃられたとおり、資料3の14ページの指名票等を見ていただきますと、入札参加業者が常に大体この4業者でございます。後藤工業、新明和ウエステック、王子エンジニアリング米子事業部、日成工業の4業者でございます。それで3件とも日成工業が落札、契約しております。その背後に何があるかというのは、事務局としてはちょっと把握しておりません。

- 中井委員       ただ、これは応募型の入札ですよね。今言いましたけど協力会社ですから、この4業者が結託してやれば、なんか談合でも持っていけそうな雰囲気があるかなという、うがった考え方をしたので、その辺を心配されるような案件にならないように発注者側もある程度目を光らせておいた方が良いのかなと思ったんですが。
- 足立次長       まあ、そういうふうな情報が入れば即座に対応いたしますが、事務局側とすればそういうことがないものと信じてやっておりますので。
- 田中会長       なかなか手が出しにくいということでしょうけども、中井委員さんが言われるのも分かるような気がします。事務局としては参加型ですから、指名ならそこに2、3者違った協力業者じゃない業者を入れるということができるんですが、参加型でこししか参加がないということになるとどうしようもないのかな。まあ、中井委員さんもお心配されていますので、十分に事務局としては頭をおきながら事務処理をしてもらうということなのかな。
- 足立次長       しいて言えば、この案件3件とも、回転式破砕機の補修工事になりますので、専門業者というのが地元では限られていますので、この4者になるのかなというところはございます。
- 中井委員       まあ、うがった見方をしたもんで。
- 田中会長       分割された理由はありますか。この3、4と分割されておられますが。
- 末吉次長       回転式破砕機の補修ですけども、昨年度も指摘があったんですが、これがリサイクルプラザの主要な、一番大きな破砕機、まあ心臓部でございまして、破砕の刃といいますか、ブロックの磨耗というものが順次起こっていきます。その中心部の磨耗の状況を見ながら発注しております、だいたい四半期ごとに分けてやっております。1から5まで補修が22年度もありまして、21年度もしております。この1というのは、補修部分がかなりこの機械の知識が必要な部分の中身でして、年間を通じて長い期間の工事になります。あとの2から4については磨耗状況を見ながら、適宜補修していくというもので、こういう形をとらせていただいております。
- 田中会長       ありがとうございます。中井委員さん、よろしいですか。ほかの委員さんもお意見ありませんか。
- それでは次に進ませていただきます。案件12、米子浄化場攪拌設備補修工事、田原委員さんのご指定でございますので、委員さんよろしくお願ひします。
- 田原委員       この件も先ほど同様、辞退者の件で気にかかった案件ですので、先ほど説明いただいたということで、12番、16番、20番に関しては、一般的な辞退者の通常の範囲での数ということで理解させていただきました。
- 田中会長       4件全部、12、16、20、25、同じ理由ということで。
- 田原委員       あの25は失格者のほうも多いので。
- 田中会長       じゃあ25は分けて、3件一括で良いですか。事務局のほうで12、16、20の質問についてお答えいただきます。
- 足立次長       これに関しましての資料3、18ページの業者指名票、工事入札執行表を見

ていただきますと、入札参加申込4者ございまして、全者を指名したんですが、1者辞退ということで、残りの3者のうち、たまたま2者が最低制限価格を下回って失格ということで、必然的に残った1者が落札ということでございます。落札率が93.96パーセントで落札したものでございます。なお辞退した1者の辞退理由につきましては、入札執行日が7月13日でございますので、まだ調査を始めておりませんのでちょっと分かりません。

それから16に関しましては22ページですね。22ページの資料を見ていただきますと、入札参加申込が5者ありまして、5者を指名いたしましたが、2者が辞退しました。残り3者が郵便入札となり、最低制限価格が予定価格の80パーセントでしたので下回って失格となった者はなく、80パーセントで落札したものでございます。なお、辞退した2者の辞退理由といたしましては、積算価格が予定価格を超えたためということと、他の工事との関係で現場代理人が変更となったためという理由でございます。

あと、20番のリサイクルプラザ搬送設備補修工事ですね。

田原委員  
田中会長  
田原委員  
田中会長

20番は辞退がないので、ここまでで良いです。

12、16ですかいな。20は別で。

20は失格者です。

いや、私のほうが3件と言ったもんですけん。じゃあ別ですね。12、16について事務局から説明がありました。他の委員さんどうですか、よろしいですか。

じゃあ続いて案件20にいきます。田原委員さん、説明してください。

田原委員

これは失格者が多いということで、25もそうなんですけど、おそらく最低制限価格を下回ったのが原因だと思うんですけども、果たしてこれが適切な価格なのかなというのが、毎回思うことなんですけど、これもやっぱり積算ミスとかが原因なんでしょうか。これだけ多くの方が下回ったというのは。

田中会長

ちょっと待ってください。田原委員さん、非常に申し訳ないんですけど、議長のほうを通してよろしくお願いします。田原委員さんのご意見は以上ですか。

田原委員

はい。

田中会長

それでは申し訳ないですが、村山委員さん、18番を残しておりますけど、今20に行きましたんでごめんなさい。20のほうも村山委員さん、ご指定になっておりますので、村山委員さんにお伺いをいたします。説明をお願いいたします。

村山委員

同じように失格者が多数あるということ、あと20番につきましては、失格者のうち2者が、まあ他もそうなんですけど、80パーセントちょうどで応札をしている。これは業者さんは積算とかはせずに、予定価格の8掛けでぽんと入札をしているのかなと思ったんですが、そこら辺というのは、まあここだけに限りませんが、予定価格の80パーセントジャストというのが多いのはどういうことなのかなと疑問に思ったので聞きたいなと思いました。

田中会長

はい。今2名の委員さんからの説明についてお願いをいたします。

- 足立次長 先ほどのご指摘でございますが、先程来から業者側の積算ミスというところじゃないかなと思うんですけど、たまたま切ったような並びに失格が多いということですが、うちとすれば落ちたということで安心しておるんですが、まあ、理由とすればそういうことが推測されると思います。ただ、具体的にどうかと業者に聞き取ったわけではございませんので、そこらへんじゃないかなと、想像はされます。
- 田中会長 田原委員さん、村山委員さんよろしいでしょうか。よろしいですか。池田委員さん、中井委員さんからはありませんね。では、16番、20番については特に問題なしということで進ませていただいてよろしいですね。
- では、村山委員さん申し訳ないですが18番に入ります。18番の白浜浄化場固液分離装置補修工事について、村山委員さんから指定いただいておりますので説明をお願いします。
- 村山委員 18番につきましては、参加者数が1名で落札していることと、このアタカ大機さんは前年も同じように1者入札で落札した件がありましたので、実質ここでしかできないようなものなのか、たまたま他の業者でもできるようなものにアタカさんだけが応札されたのか、それが確認したくて指定しています。
- 田中会長 はい、事務局お願いします。
- 足立次長 この件につきましても、要するに参加型の入札でございますので、1者でも正当な入札として受けるもんですから、そこでないと受けられないというところまで踏み込んで解釈はしておりません。ただ、この工事の内容を見ていただきますと、かなり専門的な工事だと思いますので、たまたま参加者が他にいなかったというところではないかと推測しております。
- 田中会長 事務局の説明で村山委員さんよろしいですか。去年もアタカ、今年もアタカ、ということでなんか。
- 村山委員 確かに専門性が高いのかなと思いますが、だとすると、これは一応、一般競争入札で、他のものは随意契約、その判断基準が分からないなとちょっと疑問に思うんですが。
- 足立次長 アタカ大機株式会社は、このプラントを作ったメーカーでございまして、そこら辺の関係があらうかと思います。
- 齊木課長 ちょっと付け加えさせていただきますが、白浜浄化場あるいは米子浄化場は、先ほど足立次長も説明しましたが、プラント工事でございますので、こういうものは専用の機器でございます。そのプラントが開発し、製造させた製品を設置しているところでございます。今おっしゃられましたように、非常に他社が入りにくい、例えば日立が作ったものの中に三菱がぼんと入っていけるかというようなニュアンスで考えていただければ良いと思います。これについても随意契約のほうがふさわしいんじゃないかというふうには考えておりますが、今公開で、オープンでしなさいという時代でございまして、公開できるものはやるうということをやっている結果ですけども、まあ結果はご覧のように2年続けて、1者しか、製造設計したところのメーカーしか応札しないという事実で

ございます。他のところは少し手を出しにくいというところはあると思います。

村山委員  
斉木課長

今後、随契に変わる可能性も考えられるということですか。

現在、随契といいますと非常にイメージが悪うございまして、入札のほうが公明正大であろうという一般的な考え方からいくと、このあと随契の質問もありますが、できる限りオープンにしていくという形を目指しますが、非常に専門機器でございまして、開発した機器でございまして、1者応札ということが出てくる可能性が非常に高いと考えております。

中井委員

今の説明の関連で、私のほうで浄化場の関係35番から47番の中に入れてるんだけど、これは随契ですよ。これが随契できて、アタカのやつができないということは、同じ発注者側としては聞き入れられないと思いますが。

田中会長

ちょっと待ってください。進行上の整理をさせていただきます。中井委員さんの分は中井委員さんの35番からの指定のときをお願いします。

中井委員

関連があったものですから。随契にできなくて、入札に付して、アタカしか1者しか応札者がいなかったという表現で、本来なら随契のほうが適正かどうかというのより、公にしたいという意見をいわれたもので、私の考えている質問の中で、随契ができてるのに、同じ発注者のほうで、その理由を言われるのはどうなのかなというふうに。

田中会長  
斉木課長

はい、ではこの場で議論をしたいと思います。どうですか、事務局さん。

中井委員さんの質問のときにお答えしようと思っておりましてけれど、今出ましたので。私のほうも今、中井委員さんから指摘されている事項につきましても、極力オープンの方に、入札方式に向けていっているところでございます。すべてを一気にというわけには、私は参らないと思いますけど、今年度も1つ、あるいは二つでもというふうな形で、入札の方向に向けて努力しているところでございまして、その辺のところを、まあ機械そのものを、とても無理だというものの中にはうちのほうも把握しているものがありまして、特許の部分とか、そういう乗り越えないといけない部分もありますけど、できる限り入札方式に切り替えていく努力を、今年度も続けているところでございまして、その辺のところ、私のほうの回答とさせていただきたいんですが、よろしいでしょうか。

中井委員  
田中会長

あとは私の中の質問の中で。

では、とりあえずここでは良いということで。ちょっと私のほうから良いですか。いま一気にできずに順次ということが、私にはちょっと引っかかったんですけども、考え方がまとめられれば、一気にできるんじゃないかと思うんですが、それが一気にできなくて順次というのはどういう理由なんですか。

斉木課長

ひとつ出しますと、機械も今言っている部分につきましては、ひとつずつが大きい機械でございまして。その中の構造というのは、開発メーカーが独自に持っているところもございまして。公開しないというものもあります。この部分が、非常に難しいところがありまして、他の方は手出しができないという限られた部分もあります。そこを公開させないと、一般の方が参加できないという壁が

ありまして、その公開のほうを随時迫っているところでございます。

田中会長 それは何者というか、この中で何件もあるんですか。私は理由のひとつで良いと思うんです。今おっしゃったのは、そういうことで事務局としては公開に努力しているということで。随契を入札制度の公開の方にするのに順次とおっしゃったから、順次というのはどういうことかなと。今おっしゃった説明は、ひとつの理由として結構良いと思いますがね。ほかにあります、順次の理由は。

斉木課長 中井委員さんから言われているものを見ていただきますと、分かると思います。三菱重工でございますが、米子浄化場は三菱重工が全てを造っておりまして、三菱重工は非常に大きなプラントメーカーでございます、図面の一部を公開しない部分がありまして、そのものを分解調整、組み立て、オーバーホールするという仕事を我々はやっているんですが、そうするとほかのところにも詳細な図面が出せない、無い部分がありまして、対応ができないというところがありますので、その部分の図面、仕様の公開を交渉しているところでございます。ですから、一気に全部というわけにはいきません。相手があることですから。

田中会長 いや、それは事務局さんとわれわれのおける立場が違うからかもしれませんが、順次というのはいろいろあって順次だと思っんです。まあ、三菱重工の関係はそういうことで一気にできませんということの説明であればそれですんじやうんだと思っんですよね。他の機器設備についても順次ということがあるんですかということが聞きたいわけです。

斉木課長 施設課の受け持ちの案件について説明させていただきますけど、白浜のほうではI Zという中心となる設備がございますけど、これだけは難しいということがありまして、あとは白浜のほうは全部公開しております。米子浄化場だけが、三菱重工の部分が少し残っているという状況です。

田中会長 はい、分かりました。最初からそう言ってもらえれば理解も早かったと思いますが、どうですか他の委員さん。

池田委員 次のにもかかってくるんですが、随意契約でも特許とかがあったら随契しかないんじゃないのかなあという気もしますし、報告で随契をあげてもらってまますけども、先に飛んじやうんですが、随契で見積りを取ってすると、落札率が高くなりますよね。で、例えば1者でもオープンにしたら、本来は随契なんだけれども、落札率は結構低くなりますよね。そこをどうとっていくかということなんです。ちょっと飛んじやうんですが、41番で、1者随契で見積りを取っていくと、少しずつ下げていくと、ほとんど予定価格の近い部分でなっちゃいますよね。例えば、これを本来なら随契で良いんだと思っんだけれども、公開にすると結構安く落札しているんで、そこらあたりも全体の中で委員長が言われたように一気に整備をされるべきんじゃないかなという気がしたんですけども。本来は特許とかあったら随契しか無理じゃないかなと、でもここは本来なら随契だけでもオープンにしているということで落札率が低いですよね。みんなこういうふうになれば安くできるんじゃないかなという気がしたも

んですから。

足立次長 先程来からございますように、随契ということの理由といたしまして、各プラントの中核部分並びにそのプラントを設計施工した業者が、ある程度そこら辺を縄張りとしているというところで、随契にならざるを得ないというところもございます。ただ、その中でも随時、うちのほうで、公表できる部分については改善をしてきておるつもりでございます。担当の課長の方からも申しましたけども、環境資源課の関係、施設課の関係の一部施設については、努力はしておりますけれども、できない部分はまだございますので、改善の努力はしております。また、50番なんかが、火葬炉の修繕工事なんですけど、こういったのは完全にその施工業者に任せるという格好になっておりますので、要は特許とか、いろいろな関係があろうかと思っておりますので、それは現場サイドでいろいろ斟酌して、随契にするか公開入札にするかという判断をしておりますので、今後ともできる部分からやっていきたいと思っております。

田中会長 よろしいですか。では、そういうことでいろいろお伺いしましたけども、特に問題ないということですね。

あとは25番が残ってますよね、入札関係で。25番の白浜浄化場送風機補修工事、指定委員さんは、池田委員さん、田原委員さん、村山委員さん、それぞれ今の順番でご意見をお願いします。

池田委員 失格者が多いんで選んだのですが、これはやはり資料を見ると最低制限価格を下回ったということで、積算のほうで難しいのかなと思ったのと、1者ですね、一桁間違えている業者がいるんじゃないかなと思って、一桁多い金額で入札してますよね。というのが、1回、県の時に、検査関係ですが、東、中、西3箇所を一括発注したら間違えて1箇所だけ入札して、最低制限価格もありませんから3分の1の金額で落ちたんですが、こういう不注意な金額を入れる会社に対してなんか、いい加減にしないよ、とかそういうことは言われませんか。

足立次長 白浜浄化場送風機補修工事なんですけど、この件につきましては、8者を指名いたしまして1者が辞退したということで、残り7者のうち5者が予定価格の87.21パーセントの最低制限価格を下回って失格となっております。この最低制限価格は87.21パーセントという設定だったものですから、大部分の業者が積算査定ミスというところがございます。それで89.66パーセントで落札されました。辞退者1者の理由なんですけど、施工上作業が困難な箇所があると、その業者が認識して辞退したというところがございます。それから、先程ご指摘の一桁間違いでございますけど、郵便入札でございますので、それに対してどうこう言っておりません。

田中会長 池田委員さん、よろしいですか。では田原委員さん。

田原委員 池田委員さんと同じです。

田中会長 特別説明はよろしいですか。じゃあ村山委員さん。

村山委員 私も同じです。

田中会長 そういうことで25番は終わります。そうすると入札関係は以上で終わりということになります。特にご意見、全般的に入札関係について、特にご意見ありましたら。

神庭主査 ないようですので進ませていただきます。それでは、随契に入る前に報告できますか。じゃあ日程を返しまして、報告事項のところの中断していました案件について報告をお願いいたします。

田中会長 そうしますと、先程報告案件の中でご質問があった事項で、お答えができなかった部分について再度お答えをさせていただきたいと思います。成績評定の結果について公表はするのかというご質問につきましては、ホームページ上ではしませんが、窓口で公表をいたします。

神庭主査 閲覧方式ということですね。

田中会長 そうです、閲覧です。それと不指名と指名停止の違いにつきましては、指名停止については国の基準がございまして、反社会的なことをしたであるとか、工事で事故等があったということについて、指名停止をするというものでございまして、不指名といいますのは、発注側として、指名停止のような反社会的な行為まではいってないけれども、契約の相手方として指名をすることが好ましくないというような者に対して行うというものでございまして、従いまして、公表については不指名の場合は、相手方に知らせれば良いという内容でございますので、不指名の公表はしておりません。指名停止は公表いたします。以上でございます。

田中会長 村山委員さん、よろしいでしょうか。

村山委員 はい。

田中会長 現実論として、指名競争入札はやめられたんですか。

神庭主査 今、参加希望型についても指名競争入札は指名競争入札なんですが。

田中会長 参加希望型指名競争入札で、そのときに不指名にすると、参加希望が出たやつを不指名にすると、理由の明記があるんじゃないですか。

神庭主査 それで不指名ということになりますと、希望があっても指名しないという効果がございます。

田中会長 それは、参加希望があつての不指名というのは何か根拠がありますか。参加希望を出してうちは何で指名してもらえないんだということが当然あると思いますが、そこでお宅はこれこれだということになると。

神庭主査 参加希望型の指名競争入札の要領に指名しない場合が書いてあります。それによって指名いたしません。

田中会長 その理由は要領何条によって指名しないというわけですね。

神庭主査 はい。

池田委員 指名しないということを文書で通知されるわけ。

神庭主査 そうです。不指名については通知をいたします。

田中会長 はい、それでは報告事項の案件、質疑は終わりました、続いていきます。それでは随契案件について入らせていただきます。一覧表 32、エコスラ

グセンター溶融設備等補修工事、指定委員さんは、池田委員さん、村山委員さん、そして私でございます。では池田委員さんからお願いをいたします。

池田委員 かなり高額で随意契約になっているのでその理由、先程の話の中で出てきたことだと思っておりますが、その理由が知りたいことと、たぶん特許等があるので随意契約ということであれば、当初の設置のときに、メンテも随契してもらえるとということであれば、設置のときにかなり安く、安くというか落札率がかなり低いのかな、当初の落札率がどのくらいなのか、それが気になったものですからあげさせていただきます。

田中会長 一括にしましょうか、3人の委員さんに意見を述べていただきまして。村山委員さんお願いします。

村山委員 私も金額の大きさと落札率の高さで選びました。

田中会長 田中も同様です。金額として随契はどうかということと、落札率が非常に高くなっているというのが、村山委員さんと一緒でございます。

それでは一括してお願いいたします。

末吉次長 それでは、資料の43ページにこの案件が載っておりますけれども、随契の理由につきましては池田委員がおっしゃるように、まあこの施設そのもののがかなり、灰溶融専用の施設で、かなり特殊なものでございます。運転状況なんですけれども、1,350 から1,500 という高温で、これは中心の炉ですけれども、かなり機械的にも設備的にもプラントとしては特殊なものです。これはユニチカという会社で造ったものですが、この特許、ノウハウ、そういった独自の設計をされているということがありまして、この補修工事については、この施設の中心のところ、要するに溶融炉を中心にした、プラントの主体となる部分、そこの整備補修についての工事になります。これについてはユニチカでないとできないという判断で随契にしております。それと当初ですけれども、この主要な部分につきましては、瑕疵担保期間が3年間ありまして、4年目から随契という形にしております。その後、現在はですね、補修についてユニチカのほうから年間の補修計画とか、それに対する見積り等を基にして協議を重ねながら、福岡クリーンエナジーという中立的なコンサルタントを入れて、補修の内容とか工事の積算の中身、見積りのチェックとかをさせていただきながら、こちらのほうで設計をして減額交渉をしていくという形でやっております。

神庭(賢)主査 エコスラグセンターの建設工事でございますが、これにつきまして、工期といたしましては平成14年度、15年度の2ヵ年でやっております、建設工事、これにつきましては7者の入札で、落札率といたしましては、98.7パーセントでした。この当時、予定価格は公表しておりました。

田中会長 村山委員さんと私は、この案件の落札率が非常に高いように見受けたんで、その理由があればということですので、それについて。

足立次長 これが1者随契でございまして、随契理由の2号該当でございまして、要するにこしかなできないというところでございます、競争性が全くないという

のが理由だと思います。落札率が高くなったというのは、他の業者ができないというところで。先程、担当の次長から申しましたけれども、当初のユニチカの見積りから、福岡クリーンエナジーというコンサル会社に、その部分を精査させまして、うち独自の設計金額を出した部分の（非公表）パーセントですから、ユニチカはもっと高い金額を出してきております。

末吉次長 設計から予定価格を出して、それに基づいてユニチカのほうからこの案件についての応札をしてもらうという形で、昨年度は1回で決まっていますが、今年度は4回見積りを出してもらって、4回目で落ちています。要するに予定価格に入るまで交渉を続けるという形になります。ですので、元はうちの設計に基づく予定価格が基になります。ですから、高いところから出してくれば当然、予定価格を下回るところで契約という形になりますんで、どうしても落札率という意味合いからすると、予定価格に対して契約額がいくらかということになるとどうしても高くなるという形にはなりません。

池田委員 随契で、予定価格は公表してあるんですか。

末吉次長 これは公表しておりません。

池田委員 してないですね。例えば随契で見積りを取りますよね、最初高かったら折り合わないということ言うわけですか。

末吉次長 はい、そうです。

池田委員 どうしても高くなりますよね。先程の1者でも随契ではなくて公募型にすると落札率は結構低くなりますよね。どうしても随契だと落札率は高くなりますよね。（非公表）パーセント。最初高くして100万とか50万とか少しずつ下げていけばだいたい予定価格に近くなっちゃいますよね。そのやり方で良いのかよく分からないんですけど、そういう随契をやると絶対不可能ですよ。先程、課長さんが言われたような1者でもそういうふうにすると80パーセントくらいになりますよね。そのあたりが何か違和感を感じて、随契だと高く、見積りとして下げていけば予定価格ぎりぎりになっちゃうもんで、何かこの辺の随契の部分で違和感を感じるとして出させていただきました。

田中会長 そのあたりの説明ができますか。

末吉次長 こちらとしては先程の理由としてですね、工事の中身がここでないとできないという考えで、それに基づいて、先ほどのような手順を踏みながら、当然、ユニチカとの交渉も含めて、コンサルからの技術支援を得ながら、設計を組んで、丸投げするわけではありませんから、こちらのほうで設計をして、それで予定価格を出していく。ですからこの工事については、その予定価格で適正な工事ができるという判断でスタートしていますので。

池田委員 その予定価格が妥当かどうかというのは、先程言われた第3セクターの方に見ていただくということですね。

末吉次長 はい、それもあります。

田中会長 よろしいですか。

村山委員 ちょっと聞きたいのは、この建設されたときの契約金額はいくらぐらいです

か。14年、15年の。

神庭(賢)主査  
村山委員

契約金額につきましては、税込みでございますが、34億5450万円です。

建てるときに毎年1億いくらの、その辺も考慮したうえで計画は立てるもの  
なんですか。維持費としてはこれくらいとか、建設の際に。

末吉次長  
田中会長  
村山委員  
田中会長

計画的には当然そうです。

よろしいですか。

はい。

やむを得ないということですかね。では、次に進めさせていただきます。3  
5番、米子浄化場細砂除去装置点検整備工事、中井委員さんの35から47ま  
で5件一括ということですね。じゃあ35、37、38、45、47一括で中  
井委員さんのほうからご意見をお願いします。

中井委員

3項目の質問をあげておりますが、あとで送っていただきました資料3で理  
由は大体把握いたしました。ただ、先程来、随契の話が出ておまして、執行  
される側の理由として分からなくもないわけですが、ただ、この状態だと業者  
の言い値、買い値というようなイメージがぬぐえないので、そういうのは良い  
のかなという一つの問題があります。見積り入札ということですから、さっき  
は第3者のコンサルタントの意見を反映してというふうに言っておられますの  
で、見積書の提出を受けたら専門的なコンサルタントがあるとすれば、そこに  
精査をしていただいて、それが適正な金額かどうか、執行者側の設計者のほう  
でこの見積りが判断できるのであればそれは問題ないんですが、特殊な物件と  
いうような表現でおられますので、第3者機関を交えて見積書の精査をするよ  
うなことがあっても良いのではないのかなと思います。そういう意味で、3  
5から47、これも同一業者で三菱の関係の会社ですね。こういうものが公に  
どんどん出てくると、理解を示すような根拠も出てこないと思いますので、一  
般市民からも、議会なんかからも追及された場合の対応を考慮しとかれたほう  
が良いのかなというふうに思います。

田中会長  
斉木課長

はい、事務局お願いします。

随契と入札という問題は昔からありますが、うちの方としましては、設計自  
体を同じように扱ってます。見積りを聴取して、うちの方で査定をかけて同じ  
ようにやっておりますので、今言いました質問されております35番から47  
番につきましては、他者から見積りを聴取したか伺いたいというものもあるん  
ですけど、とっておりません、1者のみでございます。他から取ること自体が、  
取れないということでございますので、1者でございます。その問題は、中井  
委員が言われましたように、ずっと続けて極めていけないといけない内容だな  
というふうに考えております。おっしゃるとおりです。

田中会長

よろしいですか。中井委員の提案をおっしゃるとおりとご理解いただいたよ  
うですから、努力のほうよろしく願いいたします。他の委員さん、よろしい  
ですか。

じゃあ次41番、エコスラグセンター2号空気予熱器耐火材及び内筒補修工

事は池田委員さん、お願いします。

池田委員  
田中会長

先程の質疑で理解しました。

よろしいですか。では、池田委員さんは先程の質疑で理解したということ  
でございます。

次に進みます。あと50番、桜の苑火葬炉設備修繕工事、村山委員さんお願  
いします。

村山委員

こちらにつきましては、特殊技術というのがどんなものかイメージがつか  
なかったの、それで随契をするのにふさわしいような特殊な技術が必要な  
のかどうかを確認したくて指定しました。

斉木課長

桜の苑でございますけれども、この施設は非常に神経を使う施設ございま  
す。火葬という業務の中で1年に一度しか、1月1日、2日しか休みのない場  
所ございまして、休みなしで対応しなければならないという使命を持ってお  
ります。この火葬する場所の補修をして、常時使えるようにしておくとい  
うことは、非常に困難なところでございまして、実際の工事も平日に行って  
おります。火葬を行うと同時に、平行して工事をしているというのが現状  
でございます。7炉ありまして、奇数炉、偶数炉を使っている間に残りのと  
ころをやりながら、当然、火葬炉でございますので、火を使うところで  
ございます。レンガというものは、直しました、じゃあ火をつけましょ  
う、そういうわけにはいかない特殊なものでございます。これは宮本工  
業所が設計して、そういうふう  
に造っている施設でして、1日の中を時間刻みで、火葬というのは受  
付は当日、前日に次々入ってきまして、読めませんので、入ったらそれ  
に対応するという非常に困難な状況の中で、その日その日に工程を組  
みながら工事をする必要があるところでございまして、知識、その他  
修繕の方法も非常に熟知しておられないとできません。機械と機械  
の間も70センチから80センチ、人が歩けるスペースしかないところ  
で、前の炉、後ろの炉をやっていくというような、非常に困難なと  
ころでございまして、当然これからもですけれども、ここを設計  
して設置していただいた宮本工業所以外ではできないというふう  
に思いますんで、こればかりはいかに意見を言われても曲げられ  
ないところだと考えております。通常の工事と違って、止めてとい  
うことが出来ないものですから、当然熟知したものでないとでき  
ないと、その1者以外は出来ないと考えております。以上でござ  
います。

田中会長

よろしいですか。

村山委員

はい。

田中会長

他の委員さんもよろしいですか。それでは50番を終わら  
せて、指定案件は全部終了いたしました。その他ですが、事務局のほう  
でその他はありますか。

足立次長

ありません。

田中会長

委員さんのほうからその他は、何かお考えの案件ありますか。

(「ありません」という声あり)

そうしますと、審議事項を終了いたしまして、審議会としての意見の取りま

とめになると思いますが、何か審議会の意見として申し述べることがありましたらお願いいたしたいですが。いかがでしょうか。特段意見なしということになるのでしょうかね。

村山委員 最初に成績評定の話がいろいろと出てきましたが、将来的には総合評価という形で取り入れる予定があるのかどうかということ、一定の点数以下だと不指名になるんですけど、これを今は、金額だけで入札してらっしゃいますけども、県とかは制限付とかいって、ある程度総合評価を取り入れていらっしゃるみたいですけども、こういうのを取り入れる予定があるのかどうか、もし将来的にこういう予定がないようでしたら検討していただけたらなと思います。

田中会長 はい、審議会の意見として総合評価を取り入れる。

村山委員 いや、…。

田中会長 今審議会の意見としてということでもとめをしたいと思ったんですけども、総体的な意見ですか。

村山委員 まあ、成績評定の話が出てきたんで、これがどういう形になるのかと。まあ、審議会全体の意見としてではなくて。

田中会長 では、ちょっと審議会の意見は置きます。全体的な意見として、今、村山委員さんのほうから評価制度についての質問というか、意見でございます。事務局の方でお答えできますか。

足立次長 今の成績評価制度の先には総合評価ということで取り入れたいとは思いますが、うちの組合がおかれている現状では、今はちょっと無理なものですから、将来的には考えていきたいと思っております。

田中会長 現状では無理ということの何か理由説明をいただければ、われわれ理解しやすいんですが。

足立次長 うちの指名というか名簿登載というのが、各団体に載っていれば指名するということになっておりますので、要するに総合評価をすれば、うちで指名業者をみんないただいて、その業者を評価していくという格好になりますけど、今は各団体の業者を全部うちが指名するということになっておりますので、うちの一部事務組合でございまして、米子に入っている、境港に入っている、だけでうちの指名業者として指名しますので、そこら辺の矛盾点がございまして、その辺を解決しないと総合評価は出来ないと思っております。そこら辺をクリアしていきたいなと思っております。一般的な単独の公共団体ではございませんので、参加の9団体が指名される業者は全て指名いたしますので、その辺の矛盾点がございまして、もしも取り入れるということになれば、きちんとうち自身が、単独の業者の指定をしなければ出来ませんので、そこら辺がちょっと問題点だと思っております。

田中会長 一応、方向性の努力はされるという意向の説明でしたけれども、よろしいでしょうか。

村山委員 はい。

田中会長 その他に皆さんの方で何かありますか。

池田委員 業者指名内申票で、課長止まりや、局長や管理者までのものがありますが、これは金額で決まっているんですか。

神庭主査 はい。

池田委員 これは、例えば課長の分であれば、課長が決裁したら、もうそれで指名審査会とか、そういうのはなくて、これ1枚でオッケーという感覚になるんですね。

神庭主査 そうです。

田中会長 審査会という複数の会での決定ではないということですね。ここの指名は、業者側のやりたいという意思表示があって、構成団体の中で指名競争入札に参加する資格を持っていて、その他参加に当たっての条件がついておれば、それをクリアしているということが確認できれば、指名をいたします。

神庭主査 その他ご意見はよろしいですか。

田中会長 この業者指名内申票は、随契の理由は書いてあるんですけども、これは公文書ですから、例えば一般の人から開示請求されれば出すという格好になりますよね。随契の理由を。そういう扱いの公文書ということになりますよね。

池田委員 はい。出せると思います。

神庭主査 よろしいですか。

田中会長 はい。

池田委員 それでは、審議会の意見としてまとめたいと思いますが、特にこういう意見をというのはありませんでしょうか。

田中会長 出来るだけ随契を減らす方向へ努力していただけたら一番良いのかなという気がします。

池田委員 はい。ほかの委員さん、まとめとしての意見、随契を減らす努力ということでご異議ありませんか。

(「はい」という声あり)

田中会長 では、一つは随契を減らす努力をお願いしたいということですね。その他は、辞退の理由をもうちょっと細かく知りたいのと、それを次に生かしてもらいたい。去年からの継続ですけども。

池田委員 はい。失格はよろしいですか。

田中会長 失格もお願いしたいです。

田原委員 そうすると、去年の意見について、努力は何えましたが、更に対応策を検討努力していただきたいということとしましょうか。今年も失格、辞退がかなりの件数出ていますので、去年の意見の報告書に挙げていただいておりますけれども、それを更に分析検討を引き継いで、対応策を努力いただくということにいたしましょうか。委員の皆さんよろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

田中会長 そのほか審議会の意見としてありませんか。よろしいですか。

(「はい」という声あり)

田中会長 そうしますと、審議会の方からこういう申入れを行ったということで、まとめていただけますでしょうか。

足立次長 先ほど2件のご意見をいただきましたので、これをまとめさせていただきます。会長さんと協議し、更には皆さんにご連絡させていただければと思います。

田中会長 では、随契を極力減らす努力をしていただきたいということと、昨年指摘した意見、辞退と失格についての検討努力はしていただいておりますけれども、更に努力をお願いしたい、対応策を検討いただきたいということとしていただきまして、本年度の審議会としたいと思います。委員の皆さん、よろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

田中会長 では、事務局の皆さん、よろしく願いいたします。

#### (日程4)閉会

田中会長 それでは、今年の第1回目の審議会を以上で終わりたいと思いますが、特に審議会の意見として事務局の方に申し入れました、失格と辞退、これはかなり調査もされて努力はしていただいているようではありますが、今の参加型ということになるとやむを得ないのかなというところもあるかと思っておりますけれども、そういうことを抜きにして、書面で見ますとやはり失格や辞退というのが非常に目に付くということだろうと思っておりますので、事務局さんのほうにも努力をよろしく願いしておきたいと思っております。

今日は、委員さん、それぞれお忙しいところありがとうございました。それでは、審議会をこれで閉会にさせていただきます。どうもありがとうございました。

閉会 15:51